

令和 6 年 3 月 8 日

各指定障害福祉サービス事業所 管理者 殿

各指定障害者支援施設 管理者 殿

各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

就労支援担当課長 篠 和子

施設サービス支援課長 鹿内 弘実

(公印省略)

令和 6 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月前月 1 5 日以前に届出がなされた場合には翌月から、1 6 日以降に届出がなされた場合には翌々月から、算定を開始するとされています。

ただし、令和 6 年 4 月の基本報酬及び加算算定に係る変更届については、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、就労定着支援、生活介護、施設入所支援及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）の取り扱いを下記のとおりお示いたしますので、各種基本報酬及び加算の要件及び施設状況を確認の上、必要書類を御提出いただくようお願いいたします。

記

1 東京都への届出が必要な基本報酬及び加算

別添の一覧のとおり

2 適用開始日

令和 6 年 4 月 1 日

※ 4 月のみ、算定される単位数が増える加算に係る提出届についても「3 提出期限」に示す期限までに提出された場合は遡及適用します。

3 提出期限

令和 6 年 4 月 1 2 日（金曜日）

※ 1 4 月 1 1 日（木曜日）消印有効とさせていただきます。

※ 2 4 月 1 5 日（月曜日）に届いた加算変更届（4 月 1 1 日までの消印のものを除く）は 5 月 1 日以降の適用となります。

※ 3 4 月 1 6 日（火曜日）から 5 月 1 5 日（水曜日）まで（必着）に届いた加算変更届は 6 月 1 日以降の適用となります。

※ 4 変更届の提出にあたり、令和 6 年 3 月 2 6 日に公開予定の報酬改定説明動画も合わせてご確認くださいよう、お願い申し上げます。

※ 5 郵送が届かない等の郵送事故が起こる可能性もございますので、送付に当たりましては、事業所から郵送した記録が残る方法による送付を推奨いたします。

4 提出書類について

- (1) 様式第2号「変更届」
- (2) 様式第5号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- (3) 様式第5号の別紙（変更のあった内容にかかるものに限る。）
- (4) 各種基本報酬及び加算の添付書類

※1 「報酬等に係る変更届」と「報酬以外の変更届」は別々に作成し提出してください。

※2 様式については、「東京都障害者サービス情報」の「書式ライブラリー」の「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」の中の各サービスより、ダウンロードできます。

※3 令和6年度は報酬改定が予定されており、厚生労働省から変更届の様式が示された後に都の様式を改正いたします。そのため、新様式のアップロードは令和6年3月下旬以降になる見込みですが、必ず新様式で変更届を御提出いただきますよう、お願いいたします。

5 注意事項

(1) 各サービス共通

各加算の算定要件を満たさなくなった場合には、随時、算定終了である旨の変更届出書を都に御提出いただくよう、お願い申し上げます。（終了する旨の届出がない限り、要件を満たさなくなったとしても台帳の修正ができません。）

※ 東京都への届出が必要な算定要件に前年度の実績等を有する加算の取扱いについて

以下の加算を令和6年度から新たに算定する場合についても、4月1日適用の加算に係る届出と同様の取り扱いにより、変更届をご提出ください。

また、以下の加算については、加算の算定状況に変更がない場合でも、算定要件となる過年度実績等を確認の上、必ず変更届（「2 提出書類について」参照）をご提出ください。期日までに変更届の提出が確認できない場合は、加算要件を満たさなくなったものとみなします。

		自立訓練 （機能・生活 介護）	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
1	移行準備支援体制加算		○			
2	就労移行支援体制加算	○		○	○	
3	重度者支援体制加算（I型及びII型）			○	○	
4	就労定着実績体制加算					○

(2) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の基本報酬（区分）について

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援においては、令和6年4月1日で

指定を受けているすべての事業所は、必ず変更届の提出が必要になります（令和6年4月1日時点で経過措置事業所も含む）。提出期限までに届出がなかった場合は、基本報酬を正確に算定できないため、各サービスにおける基本報酬算定区分のうち最下位の区分とさせていただきますので、十分にご注意ください。

(3) 就労定着支援の基本報酬について

就労定着支援事業の基本報酬は「就労定着率区分」により算定されます。

なお、就労定着支援事業所の事業所番号は、就労定着支援と一体的に運営する事業所の事業所番号とは異なります（多機能型ではない）ので、各々で変更届の提出をお願いします。

(4) 令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の主な内容については、令和6年2月6日（火曜日）開催の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第24回）」にて、概要が取りまとめられました。詳細は、以下の URL をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

(5) 新設される各種減算について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、以下のとおり各種減算が新設されます。以下の内容とあわせて、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

ア 虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置に関し、次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

イ 業務継続計画未策定減算

業務継続計画の策定等に係る義務付けについて、3年間の経過措置が令和6年3月31日をもって終了し、令和6年度から義務化する。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、以下の基準に適合していない場合、基本報酬を減算する。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ウ 情報公表未報告減算

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場

合（障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている）、所定単位数を減算する。

エ 短時間利用減算

就労継続支援B型事業所で「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択している事業所において、算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。

※ 個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

オ 支援体制構築未実施減算

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ①要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ②要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

(6) 就労継続支援A型のスコア表の公表について

就労継続支援A型事業所については、「令和3年3月30日障発 0330 第5号厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」に基づき、スコア表の公表を行うことが義務付けられています。公表状況につきましては、追って確認を行いますので、必ずご対応ください。また、4月中の公表が確認できない場合は、自己評価未公表減算が当然に適用されることになりますので、合わせてご留意ください。

6 提出先及び問い合わせ先

変更届の提出及びお問い合わせ等は、以下の所在地及び連絡先までお願いいたします。

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階
（部署名は下記をご参照ください。）

<就労移行支援、就労継続支援A・B型・就労定着支援>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 就労担当
電 話：03-6302-0308
- ※ 就労系単独事業及び就労系事業のみでの多機能型事業所含む。

<生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 施設担当
電 話：03-6302-0313
- ※ 就労系以外の上記サービスでの多機能事業所含む。

<多機能型事業所の取扱い>

上記6以外の多機能型事業所（例えば、生活介護と就労継続支援B型など、就労系事業とそれ以外の事業の組み合わせによる多機能型事業所を指す。）の取扱いは、定員規模の大きい事

業で事業所管を判断します。

- (例 1) 生活介護（定員 30 名）、就労継続支援 B 型（定員 20 名） の多機能型事業所
→ 施設担当 が所管（定員が同数の場合も施設担当が所管）
- (例 2) 生活介護（定員 20 名）、就労継続支援 B 型（定員 30 名） の多機能型事業所
→ 就労担当 が所管